

# 第三者への経営継承を考えている クラウンメロン農家を募集します!

クラウンメロン生産者の後継者の問題を解決するため  
第三者の**新規就農希望者**に対して栽培技術や営農知識等の習得を目的とした研修を実施し  
後継者として育成をしながら経営継承を目指す指導農家と研修生を支援します

## 交付要件

- ・3年以内に親族以外の**第三者への経営継承**を目指すこと。
- ・指導農家として、新規就農希望者を自身の後継者として育成するため、1年以上の研修を受けさせること。(栽培技術・営農知識)
- ・クラウンメロン支所から経営継承を支援する経営体として承認を受けること。など

※経営継承の条件(土地・温室)や、研修期間中の条件(給料の有無)等については、研修開始前に指導農家と研修生であらかじめ取り決める必要があります。

## 研修生支援金

最大 **120万円/年**  
×2年間

## 指導農家支援金

最大 **48万円/年**  
×1年間

## 事業の流れ

制度活用  
の相談

後継者  
募集

マッチング  
選考審査

支援対象  
経営体  
として承認

研修実施  
1～2年

経営継承  
研修開始から  
3年以内を目標

後継者(新規就農希望者)の募集や、経営継承希望農家とのマッチング等は、クラウンメロン支所・市・県にてお手伝いします。  
※経営継承を希望されても、新規就農希望者とのマッチングが決定しない場合があります。あらかじめご了承ください。

『後継者不在で悩んでいる』『所有している温室を有効活用してほしい』  
『やる気のある新規就農希望者を応援したい』という方は、  
まずは下記窓口までご相談ください。

## お問い合わせ先

静岡県温室農業協同組合 クラウンメロン支所  
袋井市産業部農政課農業振興係

TEL 0538-43-4146

TEL 0538-44-3133 (直通)

E-Mail nousei@city.fukuroi.shizuoka.jp

※詳細は裏面を参照

## 袋井市クラウンメロン経営継承支援事業 交付要件チェックリスト

### 共通要件（指導農家・研修生）

1	生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと【例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等】	はい・いいえ
2	市税を滞納していないこと	はい・いいえ
3	指導農家と研修生の生計が別であること	はい・いいえ
4	研修生への3年以内の経営継承を目指すことに同意していること（家族の同意が必要）	はい・いいえ

### 指導農家の要件

1	市内でクラウンメロンを生産する者であること。（一戸一法人は除く）	はい・いいえ
2	指導者として、後継者育成のための研修が十分に実施できると見込まれること（栽培技術、営農知識など）	はい・いいえ
3	認定農業者又は認定農業者と同等程度の経営を行っていること	はい・いいえ

### 研修生の要件

1	研修開始時点の年齢が50歳未満の者であって、前年の世帯所得が600万円未満であること	はい・いいえ
2	経営継承後、5年以内に認定新規就農者と同等程度の経営を見込むことができること	はい・いいえ
3	研修開始日から5年間は、クラウンメロンの生産者として農業に従事すること ※5年以内に離農した場合は、支援金の返還対象となります	はい・いいえ

上記すべての項目で「はい」にチェックが付いた方は、補助金の交付対象となる可能性があります。

支援金の交付を希望される場合は、クラウンメロン支所から経営継承を支援する経営体として承認を受ける必要があるため、表面記載の窓口までお問合せください。